

株式会社ＪＥＲＡ「知多火力発電所７，８号機建設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和２年１２月２１日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第３条の６の規定に基づき、株式会社ＪＥＲＡ「知多火力発電所７，８号機建設計画 計画段階環境配慮書」について、同社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：愛知県知多市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約１３０万キロワット

２．これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 ２年１０月 ６日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 ２年１２月１５日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 ２年１２月２１日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

株式会社 J E R A 「知多火力発電所 7, 8 号機建設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後の地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年 6 月 11 日閣議決定)の見直しの状況を踏まえ、必要に応じて本事業の計画の見直しを行うとともに、我が国における「2050 年カーボンニュートラルの実現」という目標との整合性が図られるよう、検討を行うこと。
- (2) 既設発電所の稼働による環境影響を把握し、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (3) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)」(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標等及び電力業界の自主的枠組み全体としての目標の達成はもとより、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 2030 年における温室効果ガス削減目標の達成に向けて、自らが所有する非効率な石炭火力発電所等の休廃止や稼働抑制を適切に行うこと等により本事業による二酸化炭素排出削減効果を早期に発揮することを前提に、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。
- ② 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成 25 年 4 月 25 日経済産業省・環境省)の「BAT の参考表【令和 2 年 1 月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」の効率を上回る高効率の発電設備を導入することとしているところ、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ③ 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、引き続き本設備の利用率を

できる限り高くする運用を検討し、自らが所有する非効率な石炭火力発電所等の休廃止や稼働抑制を適切に行うこと等を含め、その目標達成に向けて計画的に取り組む、2030 年度に向けて確実に遵守すること。その達成状況を毎年度自主的に公表するとともに、その取組内容を検討し、可能な限り、準備書に記載すること。

現状で目標達成が見込まれる状況ではあるが、自らベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。また、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。

- ④ 小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）」では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ⑤ 自らが公表した「JERA ゼロエミッション 2050 日本版ロードマップ」及び「JERA 環境コミット 2030」における本事業の位置づけを示し、引き続き、アンモニアや水素等の混焼、二酸化炭素を分離・回収し、地中に貯留したり、資源として活用したりする CCUS の活用などといった火力発電の脱炭素化に向けた技術等を追求し、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現のために事業者として必要な措置を講ずること。

（２）大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在することから、大気環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居等が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるよう、煙突の高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元自治体と協議の上、公害防止協定が締結される場合にはそれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ③ 微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法及び対策に係る今後の動

向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。